

城山の緑と桜を守る会 会則

1、(名称・事務局)

第一条 本会は「城山の緑と桜を守る会」と称する。

第二条 本会の事務局は代表宅に置く。

2、(会の目的・事業)

第三条 本会は城山町一丁目、二丁目の西側を走る市道に隣接する斜面(市有地)の雑草の刈り払い、蔓きり及びここに植栽された樹木の手入れ、花壇の整備等の美化活動を通じて、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第四条 本会は上記目的を達成するため年間を通じて草刈り及び花壇の手入れ等の作業を行う。なお必要に応じて会員の懇親・親睦を図るための行事を行う

第五条 活動はボランティア精神に則り報酬は求めないものとする。

3、(会員)

第六条 本会の会員は城山小校区の住民のうち、会の趣旨を理解し賛同する者を以って会員とする

2、本会に入会しようとする者は所定の申込書に必要事項を記入し代表に提出するものとする。

3、代表は入会申込書を受理した時はその旨を役員会に報告するものとする。

4、本会を脱会するものはその旨を代表に申し出る。

4、(役員)

第七条 本会に次の役員を置く。また役員は所定の職務を行う。

代 表	1 名	会を統括し年間の行事計画等を立案し、会議を招集する。
-----	-----	----------------------------

副 代 表	2 名	代表を補佐し会の円滑な運営を助ける。
-------	-----	--------------------

会 計	1 名	会の活動資金を管理し、帳簿等を整備する。
-----	-----	----------------------

監 査	1 名	「会計」が管理する活動費等について監査を行い、その結果を代表に報告する。
-----	-----	--------------------------------------

相 談 役	若干名	会員の内、一丁目及び二丁目の区長並びにその経験者として町内行事との調整をはかるとともに、会の運営にいての助言を行う。
-------	-----	--

世話役	若干名	会の行事における機材の準備・管理・整備、物資の調達、文書の配布等を行う。
-----	-----	--------------------------------------

2、相談役を除く役員は、役員会の推薦により選任し総会で承認された者とする。

3、役員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

5、(会議)

第八条 会議は総会及び役員会とする。

2、前項の会議は代表が召集し、議長は代表が勤める。

3、総会は年一回とし、事業計画、予算・決算、事業報告、その他重要事項を協議する。また、必要あるときは臨時総会を開催することが出来る。

4、役員会は総会前に開催し、事業計画、予算・決算、事業報告等の原案を協議し決定する。また必要あるときは随時開催し会の円滑な運営のための協議を行う。

6、(経費・会計年度)

第九条 会の活動資金は、一丁目、二丁目及び行政等による助成金とする。

第十条 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとし、現金・帳簿等は次年度に引き継ぐものとする。

7、(見舞い)

第十一条 会員の活動中の事故等については見舞金を贈るものとし、その額は3,000円とする。

2、上記に伴う返礼は無用とする。

8、(会則の変更)

第十二条 会の運営上支障が生じたときはこの会則を変更することが出来る。

2、会則の変更は役員会の協議を経て、総会で決定する。

付則 1、会員のうち、年間活動に一回も参加しなかった者については、次年度の継続について代表が本人に確認しその去就を決定する

2、この会則は平成27年4月1日より実施する。

以 上。